

## 第3子以降にかかる利用者負担額(保育料)変更届

令和 年 月 日

申請者  
(保護者) 住 所 竹原市  
氏 名  
電話番号

世帯内容について、つぎのとおり届出ます。

出生順位	氏 名	生年月日	年齢	住 所	こども園・学校名等	扶養の有無	備考
第1子		. .				有・無	
第2子		. .				有・無	
第3子		. .				有・無	
第4子		. .				有・無	
第5子		. .				有・無	

### 注意事項

- (1) 令和6年4月1日現在で18歳未満の扶養児童が3人以上、かつ第3子以降で3歳未満の児童は、児童が満3歳を迎えた後の年度末まで利用者負担額(保育料)が無料となります。
- (2) 現に扶養している児童(申請年度内において満18歳を迎えた後の年度末までの者)を出生順に全ての子を記入してください。
- (3) 年齢は令和6年4月1日現在の年齢を記入してください。
- (4) 3人以上の児童が同時に入所し、第3子以降の利用者負担額(保育料)が無料の場合、この届書の提出は必要ありません。
- (5) 必要に応じて戸籍謄本等の提出をしていただく場合があります。